

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
その翌日とする)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- 鳥取県営病院事業財務規則の一部を改正する規則
- ◇人委規則 職員職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

## 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第十一号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 看護婦養成所(第八十条・第八十一条)」を「第四款

看護婦等養成施設(第八十条―第八十一条の二)」に改める。  
第十条の二「医務課の項第三号中「看護婦養成所」を「看護婦等養成施設」に改める。

第四章第三節の二第四款の款名を次のように改める。

#### 第四款 看護婦等養成施設

第八十条中「第二条第三項」を「第九条」に、「看護婦養成所」を「看護婦等養成施設」に、「鳥取県立鳥取高等看護学院」を「鳥取県立鳥取看護専門学校」に、「鳥取県立倉吉高等看護学院」を「鳥取県立倉吉総合看護専門学校」に改める。

第八十一条中「看護婦養成所」を「鳥取看護専門学校」に改め、同条に次の一項を加える。

2 倉吉総合看護専門学校は、看護婦、保健婦及び助産婦として必要な知識及び技能を修得させるための事務を分掌する。

第四章第三節の二第四款中第八十一条の次に次の一条を加える。

(内部組織)

第八十一条の二 倉吉総合看護専門学校に教務部を置く。

第一百五十五条の表中「赤碕町」を「大栄町」に改める。

第二百三十三条第二項の表中

鳥取県畜産試験場鳥取分場

鳥取市

を

鳥取県畜産試験場鳥取分場

鳥取市及び八頭郡家町にわたる地区

鳥取県畜産試験場河合谷分場

岩美郡国府町及び同郡岩美町にわたる地区

に改める。

### 附 則

この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

鳥取県営病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十二号

鳥取県営病院事業財務規則の一部を改正する規則

鳥取県営病院事業財務規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「事項」を「事務」に改め、同条第五号中「五万円以下」を一十万円以下の場合」に改め、同条第八号中「繰越」を「繰越し」に改める。

第三条中「、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)(第十三条第二項の規定に基づき)を削り、「事項」を「事務」に改め、同条第二号から第五号までの規定中「行なう」を「行う」に改める。

第四十二条第一号中「三万円」を「十万円」に改め、同条第二号中「取扱う」を「取り扱う」に改める。

第五十三条中「三万円」を「十万円」に、「構築」を「構築物」に改める。

第六十五条の二中「法」を「地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)(に、「あわせて」を「併せて」に改める。

別表中「別表」を「別表(第六条、第五十三条関係)」に改め、同表の病院事業勘定科目の収益の表中

看護婦養成所収益

金 金 金  
他 公 計 補 助  
補 助 助  
手 数 料 収 収 益  
雑 収 収 益  
収 益  
益

入学選拔手  
入教科収益

を

事業外収益

金 金 金  
固 定 資 産 売 却 収 益  
不 用 品 売 却 収 益  
そ の 他 雑 収 益

特別利益

金 金 金  
固 定 資 産 売 却 益  
過 年 度 損 益 修 正 益  
そ の 他 特 別 利 益

当年度の經常的収益から除外するべき利益で1年50万円以上のものを整理する。  
固定資産の売却無償譲渡金額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超過する金額  
前年度以前の損益の修正で利益前の価額を有するもの

に改める。

別表の病院事業勘定科目の費用の表中

看護婦養成所費用

給与費

(給料)

看護婦給	常勤の専任教員に対する給料	経費
事務員給	常勤の事務員、タイピスト等に 対する給料	
労務員給	常勤の保清夫(婦)、調理師、 炊夫(婦)などに対する給料	
(手当)		
看護婦手当	常勤の職員の扶養、期末、勤勉 及び超過勤務の職務区分と同一 を「給料」の職務区分と同一 分類する。	
事務員手当		
労務員手当		
(賃金)		
退職給与金	臨時又は非常勤の職員の賃金	
法定福利費		
厚生福利費		
報償費	「医業費用」中の例による(以 下同じ。)	
旅費交通費		
職員被服費		
消耗品費		
光熱水費		
燃料費		
食糧費		
印刷製本費		
修繕費		
雑費		
借入金利息		
委託料		
通信運搬費		

を

備品購入費	事業外費用	特別損失	「特別損失」中の例による(以 下同じ。)
諸費		固定資産 売却損	
雑費		固定資産 売却損	
		臨時損失	
		過年度損 益修正損	
		その他特 別損失	

当年度の経常的費用から除外す  
るべき損失で1万円以上のものを  
1項目100万円以上のものを整  
理する。  
固定資産の売却価額が当該固定  
資産の売却時の帳簿価額に不足  
する金額  
天災、その他特別な理由による  
臨時損失  
前年度以前の損益の修正で損失  
の性質を有するもの

別表の病院事業勘定科目の資本の剰余金の表中  
に於ける。  
繰越利益剰余金年度未  
残高(又は繰越欠損  
金年度未残高)

前年度未処分  
利益剰余金  
前年度利益剰余  
減債積立金等の種目別に整理  
する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】

金処分額(借方) (前年度欠損金 処理額)	繰越利益剰余金 増加高 (繰越欠損金減 少高)	繰越利益剰余金 減少高(借方)増 加高(繰越欠損金増 加高(借方))	当年度純利益 (又は当 年度純損失)	繰越利益剰余金 年度末 残高(又は繰越欠損金 年度末残高)	に改める。
固定資産売却益及び過年度の 損益修正でその額が1件50万 円以上のものを整理する。	固定資産売却損及び過年度の 損益修正でその額が1件50万 円以上のものを整理する。	を	この規則は、公布の日から施行し、昭和五十二年年度の予算及び決算から 適用する。	附 則	適用する。

### 人事委員会規則

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公  
布する。

昭和五十二年三月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

#### 鳥取県人事委員会規則第十八号

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の等級の分類に関する規則(昭和五十二年一月鳥取県人事委  
員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の警察の警察本部の項中

副隊長 副隊長	副隊長 副隊長 広 報 官 広 報 官 通信司令長 通信司令長 交通規制官 交通規制官	に改める。
---------	--	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。